

「情報保護シール」付きの**はがき**が届いたら**情報提供を!**

「民事訴訟管理センター・民間訴訟告知センター」を名乗る機関から、「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」という**はがき**が届いたとして、今年入って多数相談が寄せられています。先週、「情報保護シール」が貼られた**はがき**が送付され、不安を感じた市民から相談がありました。

「**情報保護シール**」を貼ることで個人情報を守るフリをし、本物の訴訟のお知らせであるかのように装っていますが、これは**うそ**です。**はがき**が届いても決して相手に連絡せず、無視してください。

送付されている
はがき（見本）



- **はがき**による架空請求が全国で多発中。最近では、**はがき**の裏面に**情報保護シール**が貼られており、更に手口が巧妙になっています。
- **はがき**の差出人は「民事訴訟管理センター」「民間訴訟告知センター」などで、これらは実在する機関ではありません。
- **はがき**には、「総合消費料金／消費料金が未納になっている」「民事訴訟による訴状が提出」「連絡がない場合は裁判に」と書かれており、受け取った消費者を不安にさせ、訴訟の取り下げや問い合わせを本人から連絡させるのが目的です。
- **はがき**が届いても記載の電話番号には連絡せず「無視」しましょう。電話をすると、相手に自分の電話番号が知られてしまい、お金を請求されます。
- 心配なときは、消費生活センター、名寄警察署 ☎2-0110(24時間対応)に相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

TEL・FAX/01654-2-3575

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

